

白山市環境講座講師派遣事業実施要領

(目的)

- 1 白山市環境講座講師派遣事業（以下、「講師派遣事業」という。）とは、市内の団体が主催する環境啓発のための講座、講演会等（以下、「講座等」という。）に講師を派遣し、環境についての理解を深め、より一層の啓発を図ることを目的とする。

(講座等の対象)

- 2 講座等は、市民、市内事業所に勤務する者で構成される市内で活動する各種団体（公民館、町内会、学校、保育所・園、幼稚園、NPO、その他任意団体等、以下「団体等」という。）が主催する講座等を対象とする。ただし、団体等の活動目的又は講座等の目的が、営利、政治又は宗教に関するものと認められる場合は対象としない。

(派遣する講師)

- 3 派遣する講師は、本市に「環境インストラクター」として登録された者とする。

(実施される講座等)

- 4 実施される講座等については、講師が本市に登録した内容に限る。

(テーマ等)

- 5 講座等のテーマ等は、別に定める。

(講座等の開催)

- 6 おおむね10人以上の参加者が見込まれる講座等において開催する。

(費用負担等)

- 7 講師の謝金については、予算の範囲内で市が負担するものとする。その他旅費、消耗品など当該講座等に係る実費、講師に対する処遇については、申込団体等で負担し行うものとする。

(申込)

- 8 講師派遣を希望する団体等は、環境講座講師派遣申込書（様式1）により、講座等実施予定日の1か月前までに申し込むものとする。

(決定通知)

- 9 市長は、申込が適当であると認めるときは講師の派遣を決定し、環境講座講師派遣決定通知書（様式2）により申込団体等に通知する。

(実施報告)

- 10 講師の派遣を受けた団体等は、当該講座等実施後、10日以内に環境講座実施報告書（様式3）に必要書類を添えて提出するものとする。

(謝金の支払)

- 11 講師にかかる謝金の支払は、環境講座実施報告書受領後、速やかに支払うものとする。

(その他)

- 12 一団体等への講師派遣回数、原則1年度1回とする。
登録されている講師及び講座等の内容は、1年度毎に見直すものとする。

附則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。